

## 「NAIST-NICT 旅行記翻訳データセット」利用規約

国立研究開発法人情報通信研究機構

制定 2025/12/19

利用者が、国立研究開発法人 情報通信研究機構（以下「当機構」といいます。）より、「NAIST-NICT 旅行記翻訳データセット」の提供を受け利用をするに当たっては、「NAIST 旅行記データセット」利用規約（以下「原データ利用規約」といいます。）に加えて、本「NAIST-NICT 旅行記翻訳データセット」利用規約（以下「本規約」といいます。）の内容が適用されるものとします。

### 第1条（定義）

1. 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。
  - (1) 「NAIST-NICT 旅行記翻訳データセット」（以下「本件データ」といいます。）とは、奈良先端科学技術大学院大学（以下「奈良先端大」といいます。）が提供する「NAIST 旅行記データセット」をもとに当機構によって作成された他言語への翻訳データをいい、当該データの複製物及び当該データの利用に伴う関連資料等を含むものとします。本件データは原データ利用規約に定める「本データ」（以下「本件原データ」といいます。）に含まれるものとします。
  - (2) 「利用申請者」とは、本件データの利用を希望し、第4号に定義する利用申請書を提出した個人または団体をいいます。
  - (3) 「利用者」とは、利用申請者のうち、当機構の審査に合格した者をいいます。
  - (4) 「利用申請書」とは、利用申請者が本規約及び原データ利用規約に同意し、本件データの提供を受ける目的等で、当機構に提出する所定の「NAIST-NICT 旅行記翻訳データセット利用申請書」をいいます。
2. 本規約に定めのない用語の定義については原データ利用規約によるものとします。

### 第2条（利用許諾）

1. 利用者は、奈良先端大より原データ利用規約に基づき本件原データの利用を許諾されており、その許諾（以下「原許諾」といいます。）に基づき本件データを利用するものとします。
2. 当機構は、利用者に対して、本件データのうち、当機構が本件原データに対して行った翻訳にかかる利用を許諾します。
3. 前項による利用に対する対価は、これを無償とします。

### 第3条（利用許諾の範囲）

- 利用者は、当機構の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に対して本件データを開示、提供、貸与、公衆送信（送信可能化を含む）、配布等をしてはならないものとします。
- 利用者は、本件原データから行った翻訳を起因として、本件データを構成する個々のデータに、その利用が著作権、人権、プライバシーの侵害等につながると判断される情報等の不適切な情報（以下「不適切情報」といいます。）が含まれていることを発見した場合、直ちに当該データの利用を中止するとともに、当機構に報告し、当機構の指定する方法に従って当該データの取扱をするものとします。また、当該不適切情報に関する事実・情報を第三者に開示してはならないものとします。
- 利用者は、当機構が本件データの差替を求めた場合、速やかに利用中のデータ（以下「旧データ」といいます。）の利用を中止し、提供したデータの利用に切り替えなければならず、また、当機構の求めに応じて旧データを削除しなければならないものとします。
- 当機構は、明示又は默示を問わず、本件データの完全性、特定目的適合性、有用性等について、いかなる保証も行わないものとします。

#### **第4条（個人情報の扱い）**

利用者は、NAIST が利用者から取得した研究者の個人情報を、本件データ提供に関する利用者への連絡等の業務、統計、及び研究発表等の収集・整理・分析等を目的に、当該目的に必要な範囲で、当機構が提供を受けて利用することについて、研究者に通知し、同意を得るものとします。

#### **第5条（研究成果の公表）**

利用者は、研究成果を公表する場合、当該研究が当機構より提供を受けた本件データを分析した結果に基づくものであることを、別途指定する表記方法に従って、かつ印刷、映像、放送その他直接知覚することができる方法を用いて明示しなければならないものとします。ただし、当該義務は、当機構の保有する商標、サービスマーク、ロゴ等の利用を許諾されたものと理解してはならず、利用者は、当機構の承諾を得ることなく当機構の保有する商標、サービスマーク、ロゴ等を使用してはならないものとします。

#### **第6条（研究成果の帰属）**

- 利用者が本件データを利用して開発した技術、システム等に関連する知的財産権は、利用者に帰属するものとします。

- 当機構は、本規約に明示的に定められている場合を除き、本件データにつき、何らの権利も利用者に許諾するものではありません。また、本件データについての特許権、著作権その他一切の知的財産権は当機構に留保され、本件データの提供によって利用者に移転するものではありません。
- 利用者から提出された情報をを利用して、当機構が行った分析結果等に関連する知的財産権は、当機構に帰属するものとします。

## 第7条（利用報告書の提出）

利用者は、当機構が要請した場合、本件データの利用状況及び本件データを利用した研究活動に関する利用報告書を当機構へ提出するものとします。

## 第8条（期間）

- 利用者が本件データを使用できる期間（以下、「利用期間」といいます。）は、奈良先端大が本件データを利用者に提供した日から、原許諾に基づいて本件原データを使用できる期間の終了日までとします。
- 本件データの利用期間終了後も第5条から第7条、第9条から第13条の規定は有効に存続するものとします。

## 第9条（データの利用中止・削除）

- 利用者は、原許諾による本件原データの利用を中止した場合、利用者が本件データ提供の終了の申し出をした場合、利用者において本規約に違反する行為により当機構から本件データ提供を解約する旨の通知を受けた場合、その他当機構から合理的な理由に基づき利用中止の要請を受けた場合は、速やかに本件データの利用を中止し、本件データ及びこれを加工して得られたデータの全てを削除するものとし、当機構から要求があった場合は、削除した旨の書面を当機構に提出するものとします。
- 利用者は、本規約に違反したことにより当機構に損害を与えた場合、本件データ提供の終了の有無にかかわらず、当機構に対して当該損害を賠償する責を負うものとします。
- 当機構は、第1項に基づいた措置による利用者の損害を賠償する責任を一切負わないものとします。

## 第10条（免責事項）

- 当機構は、本規約に明示的に定めのある場合を除き、利用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。何らかの理由により当機構が責任を負う場合であっても、請求原因の如何を問わず、本規約に関して当機構が利用者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当機構の責に帰すべき事由により、又は当機構が本規約に違反し

たことが直接の原因で利用者に現実に発生した通常の損害に限定され、また、当機構の責に帰すことができない事由から生じた損害、当機構の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当機構は賠償責任を負わないものとします。

2. 利用者の責めに帰する理由（本規約への違反を含むものとします。）により、又は利用者の研究によって、第三者に損害が発生した場合、当機構は当該損害について一切の責任を負わず、利用者はかかる第三者からの当機構に対する損害賠償請求その他の請求に関し、自らの費用と負担にてこれを解決するものとし、当機構に生じるすべての損害、損失及び費用（弁護士費用及び経費を含む）について、これを補償し、当機構に害を及ぼさないようにするものとします。

#### **第 11 条（反社会的勢力の排除）**

利用者は、現在及び将来において、反社会的勢力及びその関係者等の属性を有しないことを表明し保証するものとします。

#### **第 12 条（協議事項）**

本規約に定めのない事項が生じた場合は、利用者及び当機構は誠意を持って協議し、問題を解決するものとします。

#### **第 13 条（管轄裁判所）**

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

#### **第 14 条（利用規約の変更）**

本規約の内容は、当機構の都合により、利用者への事前の通知なしに変更・追加・訂正されることがあります。変更・追加・訂正は、当機構がウェブサイト等に掲示した時点で有効となります。

以上